

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の概要

神戸製鋼グループは、先般、2006～2008年度のグループ中期経営計画を発表致しました。これまで実行してきた事業競争力強化への取り組みを更に発展させ、引き続き、長期的観点から企業価値向上を図っていくことを目標としております。

一方、昨今の資本市場においては、株主に十分な情報開示を行うことなく、突如として大規模な株式買付を行い、敵対的に経営権の取得を目指す動きが顕在化しております。当社がそうした大規模買付行為の対象になった場合、大規模買付者の方針によっては、当社グループがこれまで多くの利害関係者との間で培ってまいりました信頼関係を損ない、結果として当社の企業価値を毀損する可能性も否定できません。

もちろん、そのような買付行為であっても、応じるか否かの最終判断は、最終的には株主によってなされるものです。しかしながら、株主にとっても、経営方針等の重要情報を十分に提示せずに短期間で判断を求める突然の大規模買付行為に対して、当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に比較・検討し、対応の是非を判断することは容易ではないと考えられます。

こうした事情を踏まえ、当社としましては、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、下記の通り事前警告型の買収防衛策を導入することに致しました。

### 記

#### 1. 大規模買付ルール

15パーセント以上の議決権保有を目指して当社株式を買い付ける者（大規模買付者）には、目的や株式取得後の経営方針等について、事前に情報開示を求めます。当社取締役会は、60日間乃至90日間の評価期間を確保した上で、当該大規模買付行為の情報とともに、取締役会としての意見等を株主の皆様提供致します。

#### 2. 独立委員会

取締役会の恣意性を排除するため、3名以上の社外有識者で構成される独立委員会が、当該大規模買付行為の妥当性を、取締役会の意見とあわせて、比較・検討・判断することとしております。

独立委員会は、大規模買付者が上記ルールを逸脱した場合や、ルールを遵守していても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合等には、対抗措置の発動を取締役に勧告します。

対抗措置を発動するか否かは、取締役会が決定致しますが、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします

### 3. 対抗措置について

対抗措置は、当該大規模買付者が行使できない等の条件を付した新株予約権無償割当てとし、結果的に当該大規模買付者の議決権割合を低下させ、企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある大規模買付行為の阻止を狙っています。

### 4. その他

当社は本日開催の取締役会において本買収防衛策導入の決議を致しました。今後 6 月下旬に開催予定の株主総会において、各取締役候補者の導入に対する賛否を明らかにしたうえで、取締役選任の是非を株主の皆様にご諮ることと致します。

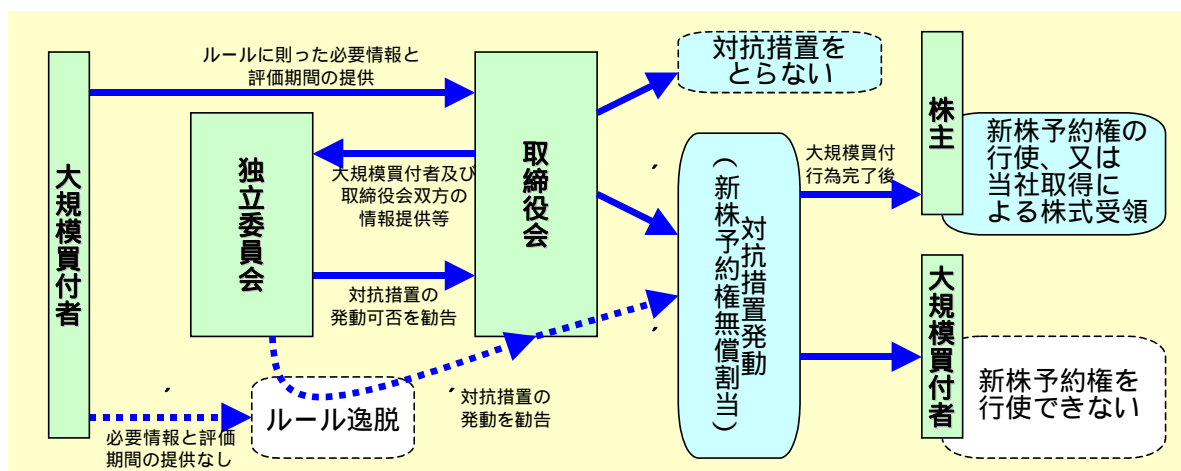
本買収防衛策は、関係諸法令、株式会社東京証券取引所が定める諸規則、経済産業省および法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」等に沿って、適正と考えられる設計と致しました。

本買収防衛策の施行期日は 2006 年 5 月 1 日とし、新株予約権の条件は会社法の定めるところによります。

尚、本資料は概要のみを記載しておりますので、詳細条件につきましては別紙「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）について」をご参照ください。

以上

参考：模式フロー図



- ・ ルール遵守の場合は、原則として
- ・ ルール逸脱の場合は、原則として